

## 処 分 基 準

平成27年3月13日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法   |
| 根 拠 条 項：第9条の8第2項  |
| 処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除   |
| 原権者（委任先）：秋田県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め：<br>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項（教習射撃場の指定）、同第9条の8第1項（教習射撃場の指定の解除等）・第2項<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条（教習射撃場の指定の解除） |
| 処 分 基 準：<br>教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。             |
| 問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全企画課 営業支援指導係<br>(電話 018-863-1111 内 3054、3055)  |
| 備 考：  |